

東武会 NEWS

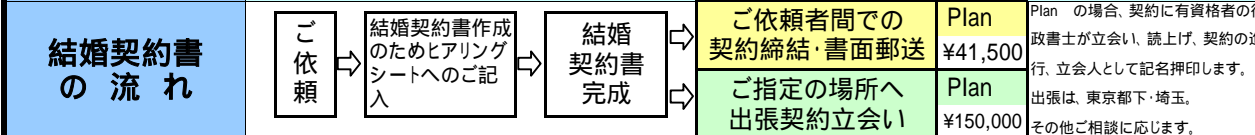
東武会NEWS
No.1902
平成19年2月発行

今月のトピック 『結婚契約書』 業務開始! Marriage contract

かねてより、東武会HPにお問い合わせの多かった『結婚契約書』の業務を開始しました。結婚の記念として、お二人の決意表明として、結婚の法的確認として、ぜひご利用下さい。

目的 結婚は、各自の自由意志の合意に基づき生涯共に生活を育む、平等な一男一女の法律的結合であることの確認、又結婚に起因する法律的效果の発生確認にあります。

結婚の約束に『結婚契約書』作成しませんか?
夫婦関係が欧米化していると言われる今『結婚契約書』を作成される方が増えていきます。手続きが難しそうとお考えの方もおられますが、本当はとても簡単です。もちろんお2人だけの約束を盛り込むことも可能です。お2人にとって一番大切なものになるかもしれません。



困りごと無料相談会 開催日程 (随時追加予定)

- 2月17日(土) 9:00~17:00 和光市白子コミュニティーセンター
- 2月24日(土) 9:00~18:00 志木市民会館パルシェー
- 2月25日(日) 9:00~17:00 朝霞市溝沼市民センター
- 3月18日(日) 10:00~17:30 にいざほっとぶらざ
- 3月21日(水) 9:00~17:30 富士見市民文化会館
- 4月15日(日) 9:00~17:00 新座市民会館
- 4月21日(土) 9:00~17:30 志木市民総合センター

専 門 業 務 部 通 信

<公安業務部>

『探偵業法』施行!!

~本年6月1日より~

本年6月1日より、『探偵業務の適正化に関する法律』が施行され、探偵業を営むには営業所ごとに所在地管轄の都道府県公安委員会へ届出をすることが必要となります。

・『探偵業務』とは...?

『探偵業務』とは、「他人の依頼を受けて、特定の人の所在または行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」をいいます。

・無届で営業すると...?

6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処される可能性があります。

<国際業務部>

個人識別情報を利用した入国審査の導入

2007年11月までに個人識別情報を利用した入国審査手続きが導入されます。顔写真・指紋の情報提供を拒否した場合、入国は許可されません。

適用対象者
免除者を除き、既に本邦に滞在している外国人が再入国する場合も含め、本邦に入国する全ての外国人が対象。

免除者
1、特別永住者 2、16歳未満の者
3、外交・公用の在留資格が認められる者
4、行政機関の長が招聘する者
5、2、3の者に類似する者で規則で定める者

<陸運業務部>

高齢者講習実施状況

平成10年より、一定の年齢以上の方には自動車運転免許の更新時に『高齢者講習』の受講が義務付けられており、「更新期間満了時70歳以上の方」については『高齢者講習』の受講が必要です。

埼玉県警から直近の『高齢者講習』の実施状況が発表されました。近隣での実施教習所は以下の通りです。なお、赤字で示した教習所は一ヶ月待ちの状況です(1/15現在)。

<高齢者講習実施教習所>

- 飛鳥ドライビングカレッジ戸田
- 埼玉とだ自動車学校
- レインボーモーターズスクール
- 東園自動車教習所
- 藤自動車教習所
- うらわ自動車教習所
- 浦和中央自動車教習所
- アンモーターズスクール
- セイコーモーターズスクール
- 所沢中央自動車学校

結婚契約書 取扱い開始!!

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる『結婚契約書』を作成しております。

ご利用は事務局まで。

東武会 “今月の重点活動”

建設業許可更新 キャンペーン 実施中!

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

Q 和食を中心とした居酒屋の開業を考えています。15年間レストラン・居酒屋・小料理屋で、調理や接客を将来の独立に備え、学びました。私と家内と従業員を2~3人雇うつもりです。法人設立の方法や、開業にあたって注意する点等ありますでしょうか?



A (前回・前々回の続き) 前号でまでで、ご商売に係る「人・物・金」についてと初期の資金計画、資金調達についてお話しをまいりましたので、今回は「個人事業か法人設立か」でお話を進めてまいります。

まず、「個人事業」のメリットですが、最大のメリットは費用が少なく済むという事だと思います。法人設立は設立の費用が税金分だけでも結構掛かります。個人事業の場合、事業開始時の手続は税務署・税事務所・市区町村等への「開始届」だけで開始できますので、簡易で安価に開始出来ます。

次にデメリットですが、「信用力」のアピールに欠けるという事があります。例えばお店を借りるにも、従業員を募集するにも、あるいは、何等かの契約を行なう場合、相手方が法人名で契約を行い、こちらが個人名だと、少しかつがつかない様な場合もあります。飲食業ですとあまりありませんが、業種によっては法人でないとい取引をしてくれない場合もある様です。又金融機関等から借入を行なう場合、個人事業の場合は第三者の連帯保証人を要求されるケースも多い様ですが、法人の場合は主債務者法人、連帯保証人代表者個人での取り扱いになるケースも多い様です。

その他にも税金上の有利・不利もあります。(次号では開業時注意点に続きます。)

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

一般・企業向け勉強会

- ・相続・遺言
- ・独立・開業
- ・会社の財務
- ・各種営業許可

行政書士向け業務勉強会

- ・相続・遺言業務
- ・在留資格等国際業務
- ・産廃許可等環境関係業務
- ・運送事業関係業務

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

行政書士ネットワーク東武会

事務局の所在地 **埼玉県志木市上宗岡1-17-15 (内藤行政書士事務所内)** TEL/FAX **048(487)2014**

ホームページ <http://www.toubukai.net>

メール info@toubukai.net

行政書士 **内藤 明雄** 行政書士 **新井 浩**

行政書士 **関 智一** 行政書士 **藤田 浩樹**

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。